

麻布地区総合支所管理課

議案第104号 指定管理者の指定について

(港区立麻布子ども中高生プラザ)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立麻布子ども中高生プラザ	東京都港区南麻布四丁目6番7号

2 事業者選定の経過

港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会を設置し、優良な候補者を1事業者選考した後、港区指定管理者選定委員会での審議を経て決定しました。

なお、3事業者から応募がありました。

(1) 港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会委員

	氏名	役職等
委員長	阿部 真美子	聖徳大学児童学部教授
副委員長	有賀 謙二	港区麻布地区総合支所長
委員	請川 滋大	日本女子大学家政学部准教授
〃	宮地 孝宜	東京家政大学人文学部講師
〃	野上 宏	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長

(2) 選考委員会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第1回	平成31年4月8日(月)	公募要項 第一次及び第二次審査基準
第2回	令和元年6月25日(火)	財務状況等の分析結果 第一次審査(書類審査)通過事業者の決定 第二次審査の方法
第3回	令和元年7月2日(火)	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 指定管理者候補者の決定

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和元年7月22日(月)に開催された港区指定管理者選定委員会において、港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名称	公益財団法人児童育成協会
代表者	理事長 藤田 興彦
所在地	東京都渋谷区東二丁目22番14号

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年)

5 選定の理由

- (1) 港区の状況によく通じており、全体的な運営の内容に安定感があります。また、施設長候補者は管理能力が非常に高い印象を受け、信頼度が高いと評価できます。
- (2) 地域や大学との交流やボランティアの積極的な受入れ、各利用者の各年代に応じたプログラムなど魅力的で工夫が感じられる提案が評価できます。
- (3) 虐待の早期発見について、記録に基づいた早期発見という信頼できる細やかな対応を考えている点が優れています。
- (4) 職員配置について、利用者のさらなる増加を想定して、現状より2名増員し見守りを強化する体制となっており、利用者にとって安全・安心な施設運営が期待できます。
- (5) 麻布地区の地域特性をよく理解し、広い視野で地域や当該施設の現状・役割を捉えている点が評価できます。

6 今後の予定

令和2年4月1日 指定管理者による管理運営の開始(継続)

港区立麻布子ども中高生プラザ
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和元年7月2日

港区立麻布子ども中高生プラザ
指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに

I	選考した指定管理者候補者について	3
II	選考経過について	4
III	選考対象者について	7
IV	選考結果について	7
V	最終選考結果について	10

はじめに

本報告書は、港区立麻布子ども中高生プラザの指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過並びに結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、麻布子ども中高生プラザの設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者には、3事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めました。指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立子ども中高生プラザ条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待いたします。

令和元年7月2日

港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会
委員長 阿部 真美子

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	公益財団法人児童育成協会
代表者	理事長 藤田 興彦
所在地	東京都渋谷区東二丁目22番14号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立麻布子ども中高生プラザ	東京都港区南麻布4丁目6番7号

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年）

4 選考の理由

- (1) 港区の状況によく通じており、全体的な運営の内容に安定感があります。また、施設長候補者は管理能力が非常に高い印象を受け、信頼度が高いと評価できます。
- (2) 地域や大学との交流やボランティアの積極的な受入れ、各利用者の各年代に応じたプログラムなど魅力的で工夫が感じられる提案が評価できます。
- (3) 虐待の早期発見について、記録に基づいた早期発見という信頼できる細やかな対応を考えている点が優れています。
- (4) 職員配置について、利用者のさらなる増加を想定して、現状より2名増員し見守りを強化する体制となっており、利用者にとって安全・安心な施設運営が期待できます。
- (5) 麻布地区の地域特性をよく理解し、広い視野で地域や当該施設の現状・役割を捉えている点が評価できます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として2事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた)総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

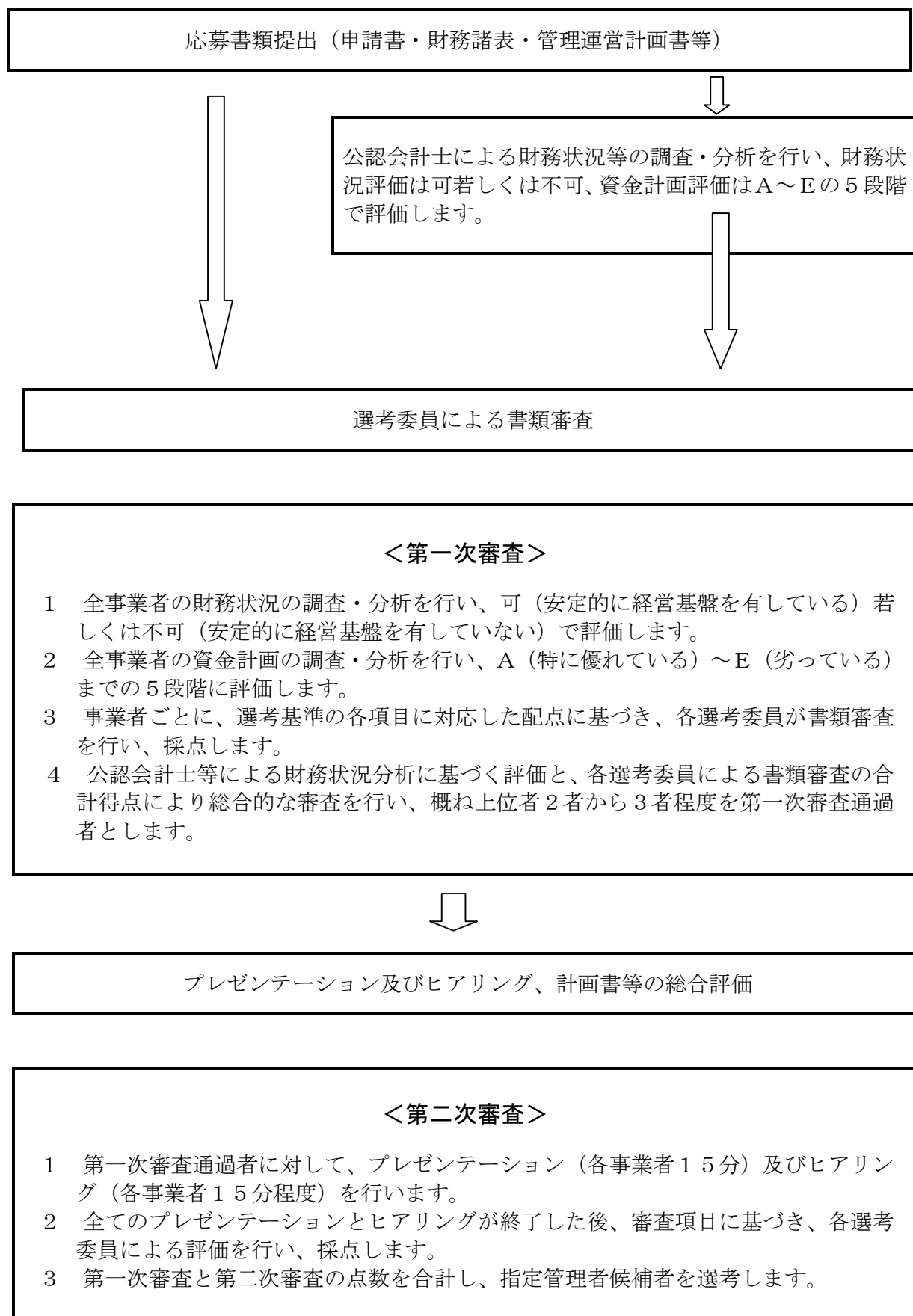
2 選考委員会の構成

委員長	阿部 真美子	聖徳大学児童学部教授
副委員長	有賀 謙二	港区麻布地区総合支所長
委員	請川 滋大	日本女子大学家政学部准教授
〃	宮地 孝宜	東京家政大学人文学部講師
〃	野上 宏	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長

3 公認会計士

坂本 亮	Census Consulting 株式会社
------	------------------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 平成31年4月8日(月曜日) 午後2時00分～4時00分
場 所 麻布区民協働スペース
議 題 委員の委嘱について
候補者の選考方法について
公募要項について
選考基準について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 平成31年4月22日(月曜日)
イ 現地見学会 4月22日(月曜日)
ウ 質問書受付 4月22日(月曜日)～4月26日(金曜日)
エ 質問への回答 令和元年5月10日(金曜日)
オ 書類等受付 5月27日(月曜日)～5月28日(火曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和元年6月25日(火曜日) 午後6時00分～8時00分
場 所 港区役所 511会議室
議 題 応募事業者の財務状況等について
第一次審査(書類審査)
第二次審査の方法について

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和元年7月2日(火曜日) 午後5時30分～7時30分
場 所 麻布区民協働スペース
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
候補者の決定について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	事業者A	
2	公益財団法人児童育成協会	東京都渋谷区東二丁目22番14号
3	事業者C	

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積りの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況評価	資金計画評価	合計点数 (1,050点満点)
1	公益財団法人児童育成協会	可	A	858点
2	事業者A	可	A	812点
3	事業者C	可	B	625点

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者A	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生の自主性と協調性を推進する取組として、中高生運営委員会の設置は興味深い提案だと感じる。 ・安全対策について、外国人利用者への配慮等の記載がなく、麻布地区の地域性に特化して考えられたものではない。 ・自主事業としてフリースクールとの提携など、不登校児への対応が非常に良いと感じる。 ・コミュニティ形成手段の豊富さや、子育てひろばでの本部特別支援チームの巡回指導による専門サポートは魅力的だと感じる。 ・虐待やいじめ、児童の家庭での様子の変化を早期に発見するための年2回の保護者面談の実施は、実現可能性を考えると少し不安を感じる。 ・地域性を活かした活動については弱いですが、イベントの内容としては今時の中高生には魅力的だと感じる。
公益財団法人 児童育成協会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた計画になっており、具体的な活動も示されていて、実現可能性が高いと感じる。 ・地域や大学との交流やボランティアの積極的な受入れ、各利用者の各年代に応じたプログラムなど魅力的で工夫が感じられる。 ・おもちゃの図書館で障害児と健常児で空間を共有する提案が非常に良い。 ・集団降室の提案が具体的で経験を積んでいると感じる。 ・港区の状況によく通じており、全体的な運営の内容に一番安定感があると評価できる。 ・指定管理料が現行事業者の平成 29 年度決算額より高い見積りとなっている件について、第二次審査で確認したい。

事業者C	<ul style="list-style-type: none"> ・港区での経験が弱いと感じ、麻布地区について一般的な記述はあるが、具体的にこの地域の特性をどの程度理解しているのか疑問を感じる。 ・職員の新人配置が多いことに疑問を感じる。 ・働きやすい職場づくりについての考え方の項目は、趣旨を理解しきれていないと感じた。 ・トヨタ技術会との連携の提案は興味深い。 ・年間の活動や行事について、実施時期や実施回数などの規模感が示されていない。 ・全体的な記述が何々しますと言っているが、具体的な経験を踏まえてこうできるという提案が少ない。
------	---

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり上位2事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過2事業者がそれぞれ15分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき15分程度のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	総合点数 (1,550点満点)	第一次審査点数 (1,050点満点)	第二次審査点数 (500点満点)
1	公益財団法人児童育成協会	1, 288点	858点	430点
2	事業者A	1, 184点	812点	372点

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過2事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
事業者 A	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長候補者が非常に前向きで誠意がある。 ・虐待の早期発見について、発見しなくてはならない意識はあるものの、具体的な子どもへのアプローチや主張が弱いと感じる。 ・職員配置について、幅広い年齢の子どもが利用する大型児童センターなので、現状より 1 名減員する提案は少し不安を感じる。 ・全体としてバランスが取れているが、課題を持つ子どもたちの居場所づくりについて、課題への認識が少し薄い印象を受けた。 ・地域に関する部分の具体性が少し弱いと感じる。
公益財団法人児童育成協会	<ul style="list-style-type: none"> ・麻布地区の地域特性をよく理解し、広い視野で地域や当該施設の現状・役割を捉えていると感じる。 ・指定管理料が現状よりも高く見積りされている件について、適正に見積りをした結果ということで納得できる。 ・施設長候補者は管理能力が非常に高い印象を受け、信頼度が高いと評価できる。 ・虐待の早期発見について、記録に基づいた早期発見という信頼できる細やかな対応を考えている。 ・職員配置について、利用者のさらなる増加を想定して、現状より 2 名増員し見守りを強化するところが評価できる。 ・1 時間ごとの職員シフト表は合理的なシステムだと感じる。

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づき最も高い総合評価を与えられるのは、「公益財団法人児童育成協会」です。選考委員会の総意として、「公益財団法人児童育成協会」を港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者として選考します。

会議名	第一回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理候補者選考委員会
開催日時	平成31年4月8日(月) 14時から 16時まで
開催場所	麻布区民協働スペース
委員	出席者 5名 阿部委員、請川委員、宮地委員、有賀委員、野上委員、
事務局	麻布地区総合支所管理課 加茂課長、施設運営担当 駒井・宇野
傍聴者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱 3 委員の紹介 4 委員長、副委員長の選出 5 議題の審議 議題1 公募要項(案)について 議題2 第一次審査・第二次審査(審査方法、選考基準)について 6 今後のスケジュール 7 閉会
配付資料	<p>[席上配布]</p> <p>資料1 港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会設置要綱</p> <p>資料2 委員名簿</p> <p>資料3 公募要項(案)</p> <p>資料4 公募要項様式集(案)</p> <p>資料5 第一次・第二次審査の進め方(審査フロー図)</p> <p>資料6 審査表(案)</p> <p>資料7 業務基準書(案)</p> <p>資料8 選考スケジュール(案)</p> <p>参考資料 港区立麻布子ども中高生プラザパンフレット 港区立麻布子ども中高生プラザ図面</p>
会議の結果及び主要な発言	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (麻布地区総合支所長挨拶) 2 委員委嘱 (委嘱状の交付)

- 3 委員の紹介
(全委員自己紹介)
- 4 委員長、副委員長の選出
互選により委員を委員長に選任
「港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会設置要綱」に基づき、麻布地区総合支所長を副委員長に選任
- 5 議題の審議
議題1 公募要項(案)について
・事務局より公募要項(案)について説明

委員長
A委員

それでは、何かご意見ございますか。
5ページの職員体制の項目に、言語に関する職員体制の配慮について特段記載はないのですが、基本、日本語で来てくださいという話なのか、麻布地区の特性に応じた職員体制について、区側から求めるものでなくて、相手方の提案にゆだねるものなのでしょうか。

事務局

現在の指定管理者の中でも、英語及び中国語を話せる職員が配置されております。そういった配慮は引き続き必要だと考えており、多言語・多文化の利用者に配慮した事業運営についての考え方と具体的な取り組みについて提案を求めています。しかし、公募要項に職員体制の配慮についての具体的な記載がないため、工夫させていただきます。

D委員

問題は、言葉が通じるかどうかということですが、現在は何ヶ国ぐらいと認識していますか。

事務局

10カ国ぐらいです。

D委員

単純に英語だけっていうわけにもいかないですね。

A委員

港区の調べでは、港区の外国人に対しては、7割方英語で通じるので、一定程度英語対応があれば、大概コミュニケーションがとれます。

D委員

どこの地域でも外国の方が増えているので、この問題がありますね。

港区では保育用語集みたいなのは作ってらっしゃるのでしょうか。

B委員

区内の保育施設の指定管理者などの選考では、事業提案に多言語対応を入れて、用語集のようなものを自主的に用意することが多いですね。

今回の提案の中にも多言語・多文化に配慮した事業運営、地域特色を生かした児童健全育成といった課題を出していますので、応募事業者が提案してくれるかと思いません。

D委員

応募事業者がどこまで何を要求されているか、わかってくれば問題はないと思います。

B委員

麻布地区に限らずいろんな施設の指定管理者選考をやる時に、例えば給食であればハラルが対応できる等といったことを売りとして、提案してくる流れがあるようです。

D委員

英検について、英検の保育版バージョンみたいのがあり、本当に保育園中で使う単純な会話を検定するもので、学校によってはそういう基礎を学ばせている場合もあります。あとは保育の中で使われる主な国々の言葉集というのがあります。そういうものがあると、働く方も不安感がないですね。

委員長	他にございますか。
B委員	20 ページの一番下に、提出書類はA 4 番縦 1 枚以内と記載がありますが、非常にいいことだと思います。字の大きさも指定しますか。
事務局	様式集には。文字のフォントはMS 明朝 11 ポイントと記載しています。公募要項にも明記して誤解のないようにさせていただきたいと思います。
委員長	他にいかがでございますか。
C委員	公募日程に関して若干余裕があるような気がするのですが、公募期間の長さについて見解をお聞かせいただきたい。これが悪いということではございません。
事務局	公募にあたり一定程度の期間は必要ということで、議会の日程も想定してこの期間をとらせていただいた。
B委員	今回 10 連休も加味されているということでよいのでしょうか。
事務局	はい。
委員長	他にいかがでございますか。
D委員	障害のあるお子さんや、多文化への配慮も入っていますが、体が弱いとか、或いはもうちょっと進んだ問題としては、今、治療受けておりますというようなお子さんは受けているのですか。
事務局	今は障害者の方がお一人通われていて職員を 1 名付けていますが、医療的ケアが必要子どもはまだ利用していません。
委員長	他にいかがでございますか。
D委員	子育てひろばが併設されているとのことですが、地域の高齢者との交流などは特に配慮の中には入ってないでしょうか。
事務局	地域との交流については様式 29、30 で、町会やほかの施設との交流をご提案いただければと思っています。
D委員	この施設はとてもおしゃれな感じがしますし、アリーナまであるという恵まれた施設でございます。それからいろんな活動ができるスペースが設けられて、学習室は人数上大丈夫そうですか。
事務局	現状は入りきらないといった問題はありません。
D委員	子どもが増えても、事故が起きないように施設側もかなり注意して運営しています。
D委員	年齢が上がってくると、単純に預かるだけの施設では、子どもたちが満足しないですが、ここなら高学年になっても、いろいろな活動が出来るのでいいと思います。
C委員	質問ですが、様式 25 の配慮を必要とする子どもについて、L G B Tの方への配慮は、別で検討されるのか、それとも配慮を必要する子どもの中に含めているのでしょうか。
委員長	そうですね、特別な配慮という表現にしますか。
B委員	区でも子どもの施設にL G B Tという概念がまだないのだと思います。
B委員	大人の施設の場合は当然L G B Tへの配慮が徹底されていますが、子どもの施設にまで及んでいません。
B委員	事務局的な発言になりますが、「特別」という言葉をあえて入れてないのは「特別」という言葉が逆に差別化感が伴う言葉でもあるので、単純に配慮を必要とするという表現にしているのだと思います。「特別」という言葉が必要なのかどうか、内部で検討させていただきたい。
委員長	もし利用が難しいとなるとそれだけの理由が必要になりますので、その辺りも含めてご検討いただくということでよろしいでしょうか。

事務局 委員長 全委員	はい。 その他のご意見がなければ、ただいまの審議での修正をした上で港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者公募要項を決定したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。 (承諾)
	議題2 第一次審査・第二次審査(審査方法、選考基準)について ・事務局より審査方法と審査基準について説明
委員長	それでは、第一次審査、第二次審査、審査方法及び審査基準につきましてご審議をいただきます。
D委員	第二次審査の審査ポイントの中に「職員の育成・執行体制」とありますが「運営体制」のほうが一般的にわかりやすくてよろしいのではないのでしょうか。
事務局 A委員	修正をさせていただきます。 二点ほどあります。 一つ目は、公認会計士の方に評価していただく財務状況と資金収支計画についてですが、以前別の選考で、財務状況は可で資金計画がEでも二次審査に進んだことがあります。その事業者は錯誤により5年間赤字の資金計画を出してきたためEと判断されたのですが、明らかに事業所の錯誤による申し込みの場合は、事務局として丁寧なチェックをしないと、後で選考結果の信憑性を問われることになるので注意した方がいいかと思います。
	二つ目は、地域の拠点としての活動の積極性に関する事項の児童ボランティア活動や地域のボランティアとの連携についての考え方と取組について、一般論で答えてもらうのか、麻布地区の児童ボランティア活動や地域ボランティアの状況を踏まえて答えてもらうのか、事務局の意図がわかりにくいかもしれません。
事務局	まず財務状況分析の件については、制度所管に確認させていただきます。 児童のボランティア活動や地域のボランティアとの連携についての考え方と取組については、一般論で提案するか、地区の状況を踏まえて提案するかというのも一つの業者の姿勢と考えていましたが、基準を揃えた方がいいのかについてご意見いただければ、公募要項も工夫させていただきます。
A委員	ボランティアの提案については、スタートラインは揃えてあげて、基本的には同じ土俵の中で+αを引き出していくほうがよいと思います。
B委員	ボランティアの件について、事務局も児童関係のボランティア活動をすべて網羅しているわけではないので、基準を提供することは難しいと思います。やはり、その事業者なりの調査に基づいた提案であっても一般論であっても、それなりの評価ということで致し方ないと思いました。
D委員	町会・自治会や小中学校との交流についてはよくある項目ですが、児童のボランティアの項目は珍しいと思います。児童のボランティアだけで一つ項目を起こして大丈夫かという懸念が少しあります。
C委員	むしろどこかに吸収させて一つ項目をなくすことは無理なのではないでしょうか。 1ページの運営方針や参考資料の裏面に自主性や主体性という記載があるので、自主性とか主体性を伸ばす施設づくりというのがいいのではないのでしょうか。
D委員	ボランティア活動というより自主的な活動のほうがいいですね。 ボランティア精神を育むぐらいがすごくよいと思います。

E委員	この地域の小・中学校、企業等との連携のところにはたくさん含まれているので、利用主体者である幼児から高校生くらいまでの同世代の関わりと町会・自治会との交流等の世代間交流を分けて、そこにボランティアとか自立性とかっていう意味をもう織り込んではどうでしょうか。
D委員	それくらいにしとくと、現実味があっていいと思います。
C委員	1ページの運営方針がやはり大事だと思うのですが、運営方針が提案にどう反映されているか、運営方針を達成できるかという評価ができる書き方になっているとよいと思います。
D委員	いいと思います。 記載方法だけですが、第一次審査の審査項目の「基本的な運営方針・目標」について、単なる基本方針ではなく「麻布子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針・目標」とするとよいと思います。
事務局	修正させていただきます。
C委員	指定管理者の職員の待遇があまり良くないと言われていることもあるので、職員の待遇についてもわかるように書いていただくといいのではないのでしょうか。
事務局	管理運営体制の様式の中で、書いていただくようにしたいと思います。
B委員	修正をお願いしたい。 資料の5に二次審査のプレゼンテーションは各事業所15分程度とありますが、程度ではなく15分というきっちりした時間で区切ってほしい。ヒアリングは程度でよいです。
事務局	修正いたします。
A委員	選考の進め方について、一定程度及第点を決めたほうがよいと思います。
委員長	業者の数に関わりなく60%以上でどうでしょうか。 また、指定管理者候補者の数の問題ですが、何位まであげることにしましょうか。
事務局	資料に書いておりますが、上位2者から3者までが二次選考に進むようにしたいと考えています。
D委員	複数の業者が60%以上取った場合は、点数差と二次審査での逆転可能性を考慮しながら何位までを候補者とするか、改めて審議をするという考えですね。
C委員	財務状況分析で足切りをするという考えはあるのでしょうか。
A委員	冒頭事務局にお願いしたのですが、資金収支計画がEの事業者が一発退場にならないのかという話について制度所管でどう整理したのか、確認していただきたいと思います。
委員長	その他ご意見はございませんでしょうか。なければ、第一次審査表、第二次審査表を一部修正の上、決定いたします。
全委員	(承諾)
	6 今後のスケジュールについて ・事務局より今後のスケジュールについての説明
	7 閉会

会 議 名	第二回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理候補者選考委員会
開 催 日 時	令和元年6月25日(火) 18時から 20時まで
開 催 場 所	港区役所5階 511会議室
委 員	出席者 5名 阿部委員、請川委員、宮地委員、有賀委員、野上委員
公認会計士	坂本 亮氏
事 務 局	麻布地区総合支所管理課 加茂課長、施設運営担当 駒井・宇野
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 財務状況等の分析結果について 3 議題の審議 議題1 第一次審査通過者の決定について 議題2 第二次審査について (1)プレゼンテーションについて (2)追加要望資料の有無について 4 今後のスケジュール 5 閉会
配 付 資 料	<p>[席上配布]</p> <p>資料1 財務状況分析報告書</p> <p>資料2 資金計画分析報告書</p> <p>資料3 第一次審査(書類審査)集計表</p> <p>資料4 第一回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会会議録</p> <p>資料5 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)審査表</p> <p>資料6 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の方法について</p>
会議の結果及び主要な発言	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 公認会計士からの財務状況等分析結果報告 【財務状況分析(可・不可評価)】 事業者A:「可」 事業者B:「可」 事業者C:「可」

【資金計画分析（A～E評価）】

事業者A：「A」

事業者B：「A」

事業者C：「B」

以上を報告。

委員長

それではご報告について質疑応答に入ります。

A委員

資金計画分析の2ページのところでC社の収支見込みの妥当性にマイナス1がついています。評価としてはBになっていますが、公認会計士の立場からのご見解を伺います。

公認会計士

会計士の視点としては、収支計算の基本的なところに気になる部分があるので、このような評価をさせていただいております。

A委員

よくわかりました。

B委員

事業者Cは資金収支計画の中に持ち出し、つまり赤字があるということでしょうか。

公認会計士

事業者Cの持ち出しがある資金収支計画には少し違和感がありますが、そういうことになります。

B委員

これは間違いなのかどうかを相手方に確認するのでしょうか。

公認会計士

事業者Cが持ち出しで運営するのかどうかは明確ではありませんが、出された計画で評価をしています。

C委員

資金計画の最後のページの指定管理料の推移を見ると、例えば、事業者Aと事業者Bの令和6年度の金額は2,800万ほど差があります。そのあたりについてはどう考えるのでしょうか。

公認会計士

事業者Aと事業者Bで大きく差が出ているのが人件費です。事業者Aが8000万円弱、事業者Bが1億円程度の提案となっています。

事業者Bは、事業者Aと比べて常勤の人件費単価は安いのですが、常勤・非常勤含めて手厚く人を配置する計画を考えているので、そのためにはこの程度の人件費が必要と考えているのだと思います。

金額が少なければよいというわけでは当然ないので、事業者Aの配置人数で本当に足りるのか、事業者Bの配置人数が過剰じゃないのかといった目線で見られるとよいと思います。

C委員

事業者Bについて、施設長の人件費が安かったので常勤の人件費単価が低くなったと考えられるかと思います。

公認会計士

そうだと思います。事業者Aのほうが施設長の人件費が高いです。

事業者Aはグループ企業なので、施設長が親会社から出向してきている方となると親会社の給与水準になっているということも推測できます。施設長が給与水準に見合う人か評価することも十分有用なことだと思います。

E委員

判断が難しいと思います。

公認会計士

施設長の給与や配置については組織の事情も出てきてしまう部分ではありますが、やはり第二次審査で、実際に現場で施設長として入ってくる方を見て、どれだけ運営を理解しているかということの評価することが重要だと思います。

C委員

今回のこの状況は足切りをせず審査するべきでしょうか。

公認会計士

結果として、「不可」ではないので、審査を通してよいと思います。

E委員

事業者Cが収支のバランスがきちんと取れた報告書になっていないのは、心配ですね。また、6ページの有利子負債依存度について、事業者Aと事業者Cが少し高いよ

公認会計士	うな気がします。 有利子負債依存度の点数は3点になっていますが、借入れがあるのは普通のことなので高いというほどではありません。
E委員	この分野はものすごく賃金が安くて、あんまり条件が安定してないこれからの分野ですね。
公認会計士	そうですね、人材確保は企業の力が出ると思います。ただ、事業者Cの持ち出しはマイナス20万程度ですので、これだけで判断せず、他のところのバランスを見ながら点数をつけてもらいたいと思います。
委員長	他になれば、財務状況等分析結果の質疑はこれで終了といたします。 (公認会計士退席)
	3 議題の審議 議題1 第一次審査通過者の決定について
事務局	事務局より説明 事業者A：812点 事業者B：858点 事業者C：625点
委員長	それでは第一次審査について審議いたします。 まず、採点の結果について各委員から講評をお願いいたします。
B委員	事業者Aと事業者Bは、15点ほど差をつけていますが概ね良いと思います。事業者Cは少し点数を低くしています。 事業者Aの不安な点は、保育園等小さい子どもたちの施設の実績が多いので、中高生向けのところはどうかというところが、少し心配です。 中高生の自主性と協調性を推進する取組として、中高生委員会の設置は興味深いところですが、シルバー人材の活用については一般的な記述に留まっています。安全対策については、外国人利用者への配慮等の記載がなく、麻布地区の地域性に特化して考えられたものではないので、事業者Bよりは少し劣るように感じました。 事業者Bについては、同規模施設の運営実績があり、説明はしっかりしていた印象です。また麻布地区の歴史や、外国人の方が多いという特徴も踏まえて、パンフレット作成や、他の言語への対応も考えているところから、地域のことをよくわかっていると思いました。 シルバー人材の活用はこちらも一般的な記述に留まっています。地域や大学との交流やボランティアの積極的な受け入れ、子ども家庭課の連携というところも考えており、さらには各利用者の各年代に応じたプログラムも工夫されており、魅力的だと思いました。 事業者Cについては、港区での経験が弱いと感じました。麻布地区について一般的な記述はありますが、具体的にこの地域の特性をどれくらい検討されているのかが疑問です。また、管理運営体制ですが、副施設長の配置がないように見受けられ不安に思いました。江東区の施設と地震防災時に連携をするということですが、実現可能なのか不安に思いました。外国籍の子どもへの対応も弱いと感じました。そのような理由から事業者Cは評点を低くしています。
C委員	私の標準点として3点の基準をどこにするか考えたときに、どうしても事業者Cは2

が多くついてしまい、点が低くなっています。提案の具体性がないことや、職員の新人配置が多いこと等に疑問を感じます。

事業者Aと事業者Bの差については、事業者Bは、全体的に地域の実情に応じた計画になっており、具体的な活動も示されており、実現可能性が高いと思いました。

ただ人件費に関して言うと、施設長人件費が400万円台で低いと思いました。

事業者Aに関しては、非常にたくさん計画を提案されています。また、他地区の実績を書かれています。麻布子ども中高生プラザでどういうことをやるかをもっと書いてほしいと思いました。自主事業としてフリースクールとの提携など、不登校の対応プログラムは非常に素晴らしいと思いました。職員に関しては他と比べて専任が少ないと感じました。様式31のあたりで、顧客満足度という言葉が出てきていますが、保育や教育の分野では少し違和感があります。

結果的には、事業者Bが3社の中で計画や、様々な実績において優れていると判断しました。

D委員

私も事業者Bが一番高い評価になっています。

事業者Aは全般的に、マニュアルもビジュアル的ですし、一般論的なところはすごく楽しそうだなというふうに認識をしています。ただ、地域性となると途端に脆弱になってしまう印象です。私が満点をつけているのは、一般論で対応できる事業運営に関する項目で、コミュニティ形成手段の豊富さとか、子育てひろばでの本部特別支援チームの巡回指導による専門サポートは魅力的です。ただ、それ以外のところの記述が極端に薄くなる特徴があると思います。自主事業は不登校児への対応など魅力的で、事業系は得意だと感じました。

事業者Bは全般的に記述が手堅く、地に足のついた提案がされています。ただ、指定管理料の提案額が1億3000万円ほどとなっており、平成29年度より人件費で3000万円近く増額しているのが気になるため見積もりの妥当性を2にしています。

事業者Cはすべて一般論で提案されているので、低い評価とさせていただきました。トヨタ技術会との連携など、興味深いところがあるので聞いてみたいのですが、それ以外はマニュアルの提示もなく全般的に、内容が薄かったと感じます。年間の活動や行事の効率性・効果性の項目は、他の2社は4月から3月までのスケジュール表を出すなどボリューム感を示していますが、事業者Cは実施時期や実施回数などの規模感が全く記載されていないため低い評価となっています。

A委員

私も皆さんとほぼ同じ評価で、事業者B、事業者A、事業者Cという順番です。

事業者Aは写真やイラストを多く使い、一見素晴らしい資料ですが、所々記述が曖昧な部分があることや、虐待やいじめ、児童の家庭での様子の変化を早期に発見するための年2回の保護者面談の実施などは実現可能性も考えると少し不安な部分もありました。

事業者Bは資料がほとんど1枚に収められており、内容をコンパクトにまとめているところが評価できます。派手さはありませんが、3社の中では記述が一番しっかりしていると感じました。特に記録を取って職員間で共有するとか、おもちゃ図書館で障害児と健常児で空間を共有するといった提案は非常に良いと思いました。

事業者Cは、資料にもっと書き込みが欲しかったと思いました。働きやすい職場づくりについての考え方の項目は趣旨を理解しきれていないのではないかと感じました。金額面については、私の意見としては、それなりの事業を展開するにあたり、これだけの金額が必要というところは認めても良いのかなと思います。

E 委員	<p>結果としまして事業者Aと事業者Bについては、ヒアリングでさらに内容の方を深めたいと思います。事業者Cについては先ほどの財務状況でもかなり懸念すべき点があり、第二次審査に呼ぶ必要はないのかなと思いました。</p> <p>中高生に対しては居場所を作るだけでは駄目で、魅力がないと来てくれないので、そういう意味で事業者Aは地域性を活かした活動については弱いけれど、イベントの内容としては今時の中高生には魅力的なのかなと思いました。職員配置としてコアタイムを考えるなど幾つか面白い工夫が感じられたところも評価しました。施設長の経験も基準を超えていると思います。</p> <p>事業者Bは既にご指摘がありましたように非常に港区の状況によく通じており、全体的な運営の内容に安定感があると評価しました。施設長の実績も基準通りあると思います。いじめとか人権の配慮もよかったと思います。何よりも良かったのは児童の帰宅時の配慮についてですね。非常に具体的で経験も積まれていると感じました。また、外国語大学の学生ボランティアを入れるというのも子どもたちにとっては魅力的な要素だと思います。また、職員に有給休暇制度や住居手当もあり、時間外手当も素人目にはきちんとしているという印象で、この業界の条件としては良いほうなのではないでしょうか。</p> <p>事業者Cは具体性に欠けるということで既にご指摘がありましたが、私もそう思いました。職員のローテーション表も机上の空論で作ったという印象があり、気になります。全体的な記述が何々しますと言っているが、具体的な経験を踏まえてこうできるという言い方があまりないので経験が少ないのかなと感じます。多言語を話せる職員を配置するというのも実現可能性が低く机上の空論だと思いました。以上のことから一番低い点数をつけております。</p> <p>結果としては、事業者Aと事業者Bが均衡ですが、事業者Bは、安全性の確保や、地域との関係、このようなもので安定性があるというところが魅力だというふうに考え少し高い評価となっております。</p>
委員長	<p>各委員の方のご意見を伺いましたので、その他採点内容等についてご意見ご質問はございますか。</p>
D 委員	<p>事務局に確認ですが、指定管理料の平成 30 年度決算はどうなっていますか。</p> <p>現行事業者の決算額と提案事業者の提案額は、ある程度比較検討する必要があると思います。</p>
事務局	<p>平成 30 年度は、概ね 1 億円で事業を展開しています。</p> <p>事業者Bは、他の事業者と比べると提案額が高くなっていますが、新人職員が少なくなっており、常勤の職員数も現状よりも多く想定しています。事業者Bとしては、人件費が膨らむことが妥当だと判断されたと事務局では理解しています。</p>
B 委員	<p>指定管理期間の 5 年間で人が定着し、当初の計画よりも人件費が上がることになった時、区に対してその分の予算の増額は要求できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>人件費のベースアップも想定して最初に計画をいただいています。</p>
E 委員	<p>もし事業者Bが二次選考に進んだら、指定管理料を現状より高く見積もりされた件についてぜひ聞いてみたいと思います。</p>
委員長	<p>他によろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>では事務局より改めて、点数の発表をお願いします。</p> <p>1 位：事業者B 8 5 8 点</p> <p>2 位：事業者A 8 1 2 点</p>

	3位：事業者C 625点
委員長	それでは、今の点数を受けまして、第一次審査の点数を確定します。
	続きまして、第一次審査通過者について決定したいと思います。ご意見をお願いします。
A委員	事業者Aと事業者Bは800点台、事業者Cは600点台という点差があることはもちろん、記述内容にも差があり、会計上も心配な点があるというところで、やはり事業者Aと事業者Bをさらに深くお伺いして指定管理者候補者を決定していきたいというふうに私は思います。
委員長	いかがでございましょうか。
全委員	(承諾)
委員長	では、第一次審査通過者は、事業者A、事業者Bに決定いたします。
	議題2 第二次審査について
事務局	事務局より第二次審査について説明
委員長	プレゼンテーションの方法及び出席者数についてご意見をお願いします。また、それ以外に必要な条件がありましたら合わせてお願いいたします。
D委員	私は基本的にはいただいている提案資料でプレゼンテーションをしていただくのが良いと思います。人数は3人ぐらいでいいかなと思います。ただ、過去の子ども中高生プラザ等の選考の際の状況と合わせる必要もあるかなと思います。
事務局	過去の選考では4人以内が多くなっています。また、あまりパワーポイント等は使わない形が多いようです。
A委員	いただいている提案資料である程度読み込んできているので、私もそれをもとに説明していただいた方が良いと思います。
	また、第二次審査の時間配分について、プレゼンテーションが15分は良いのですが、ヒアリングは15分程度ということにさせていただければと思います。
委員長	プレゼンテーションは15分、ヒアリングが15分程度ですね。
	事業者には、特に強調する点を取り上げながらプレゼンテーションしていただきましょう。
D委員	与えられた15分の中で何を重点的にPRするかというのも、相手方の戦略だと思います。それを見て意欲を感じ取れますし、15分以内でとにかく計画をプレゼンテーションしてくださいという形もありかと思います。
委員長	それでは提案書のうちアピールしたいところをプレゼンテーションしていただくということによいでしょうか。
全委員	(承諾)
委員長	次に追加資料についてはこちらから求めますか。
全委員	(特になし)
委員長	追加資料は求めないことといたします。
	施設長候補者は必ず来ていただくということで、それ以外の人数をどうしましょうか。
A委員	施設長候補者以外の方は事業者にお任せして、4名以内というところで良いのではないのでしょうか。
C委員	施設長候補者に原則としてプレゼンテーションをしていただくのは厳しいのでは

事務局	うか。 公募要項では、第二次審査は施設長候補者にプレゼンテーションを行っていただきますと記載しております。
委員長	それでは必ず施設長候補者のプレゼンテーションもお願いしますという言い方でどうでしょうか。
全委員	(承諾)
委員長	それでは、第二次審査の審査方法について決定いたしますが、よろしいでしょうか。
全委員	(承諾)
	4 今後のスケジュールについて ・事務局から今後のスケジュールについて説明
	5 閉会

会議名	第三回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理候補者選考委員会
開催日時	令和元年7月2日(火) 17時30分から 19時30分まで
開催場所	麻布区民協働スペース
委員	出席者 5名 阿部委員、請川委員、宮地委員、有賀委員、野上委員
事務局	麻布地区総合支所管理課 加茂課長、施設運営担当 駒井、宇野
傍聴者	なし
会議次第	1 開会 2 議題審議 議題1 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)について 議題2 指定管理者候補者の決定について 3 閉会
配付資料	[席上配布] 資料1 第三回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 タイムスケジュール 資料2-1第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)審査表 【事業者A用】 資料2-2第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)審査表 【事業者B用】 資料3 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)評価用メモ 資料4 第一次審査(書類審査)集計表 資料5 第二回港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会会議録
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 事務局より本日のスケジュールについて説明 2 議題審議 議題1 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)について (事業者Aによるプレゼンテーション実施)
委員長 E委員	質疑に入らせていただきます。 中高生運営委員会の設置について、非常に素晴らしい提案だと思います。現在麻布子ども中高生プラザを利用している子どもたちの状況は、どの程度把握されているので

事業者A	<p>しょうか。</p> <p>また、子育てひろばに来てくれるように促す具体的なアイデアがあれば教えてください。</p> <p>現在麻布地区の他施設を受託しているので、麻布地区の子どもたちの状況は把握しています。中には、愛情表現が少し苦手な子どももいると聞いています。</p> <p>麻布子ども中高生プラザでは、子ども一人一人に寄り添った運営をしていきたいと考えております。</p> <p>2点目について、児童館で館長をしていた経験で話しをさせていただくと、まずはイベントをきっかけとして足を運んでもらい、「来てくださってありがとうございます。」と声掛けをします。職員とコミュニケーションをとることで保護者同士がつながるきっかけをつくりたいと思います。</p>
B委員	<p>子ども中高生プラザは中高生の利用者が多いので、児童館や学童と比べて、子ども中高生プラザ特有の難しさや特徴があります。中高生を対象にすることについてはどのように認識していますか。</p>
事業者A	<p>中高生は思春期という子どもと大人の狭間の難しい時期だと思います。職員全員が、保護者でもない、学校の先生でもない、身近な大人という存在として関わっていきたいと思っています。私は寄り添うことを大切にし、大人が壁をつくらないということ意識してきました。</p>
B委員	<p>壁をつくらないという話について、施設長の考え方や具体的な取組があれば教えてください。</p>
事業者A	<p>現在弊社が運営している中高生施設では、まずは子どもたちからどんなことがやりたいかという意見を聞きます。話の中で子供たちがやりたいことをどうしたら実現できるかというのを一緒に考えております。具体的には、韓国語を勉強したいという中高生がいる中で、ただ韓国語を教えるのではなく、韓国の文化なども一緒に教えることによって、もっと興味を持ってもらうというような活動を行っています。また、eスポーツを施設でやりたいという子どもたちの意見をもとに、eスポーツ大会を企画し、大会の運営に子どもたちを巻き込む活動を行っています。</p>
C委員	<p>様式 17 に関連して虐待の早期発見について質問させていただきます。</p> <p>今、大変問題になっており、中高生プラザでも虐待の早期発見につながる取組をお願いしたい。職員研修については記載がありますが、どのような意識で対応をしていけば虐待の早期発見が可能になるのかについての考えをお聞かせください。</p>
事業者A	<p>虐待に関しては子どもの命と子どもの安全が第一であることを職員全員共通の理解として持っております。研修も大事ですが、やはり日頃接している私たちが子どもの普段の様子をしっかりと把握することに努めてまいります。子どもの様子が少しでも違うようであればすぐに情報共有をして、必要であれば、関係機関につなげていきます。また、弊社では児童相談所に勤めていた心理士がいるので、すぐに相談できる体制が整っています。</p>
C委員	<p>様式 31 の顧客満足向上の6つ重要施策の中で、2番に「取捨選択する」とありますが、具体的にどのような取組を会社としてされるのかお聞かせください。</p>
事業者A	<p>苦情処理を想定して話しをすると、大事なお声として、まずはお話を伺うということ大切にしております。その中で対応できることとできないことがあるかと思えます。例えば、イベントの要望などについてはできるだけお答えしていきたいのですが、お昼にお弁当を出してほしいとか、夜9時まで預かってほしいといったお答えできな</p>

D委員	い要望もあるので、そうゆう意味での取捨選択をさせていただくということです。
事業者A	麻布子ども中高生プラザの平成 29 年度までの決算額と内容については公開されていますが、平成 29 年度は常勤職員 16 名、非常勤職員 9 名の 25 名で運営はされています。御社は常勤職員が新人 1 名含めて 12 名、非常勤職員 12 名の 24 名と提案されており、現状より 1 人少ない体制です。人員配置の考え方について、現状とどのような比較をしてこの人数を算出されたのか、お聞かせください。
D委員	弊社は非常勤職員も優秀な人材を揃えています。もちろん現状の数字も確認した上で算出していますが、弊社は本当に人材に力を入れており、人材の多能化ということで、人数というよりも能力を考え 24 名でも問題ないという認識のもとご提案をさせていただいております。
事業者A	常勤職員と非常勤職員の違いをお聞かせください。
D委員	正社員かどうかの違いであり、原則常勤並みに働く人と考えております。
事業者A	配置される職員の平均的な経験年数をお聞かせください。
D委員	新人は新卒なので 1 年未満です。弊社は法人としてはまだ若い会社で 13 年の経験しかありませんが、中途採用の採用比率が高くなっています。経験者は少なくとも 3 年から 5 年ほど経験しています。
事業者A	子ども中高生プラザは大型の児童館なので、24 名の方をうまく年代別に配置し、効果的に多世代を見なければなりません。そのようなことは十分考慮された人員配置を出されているということでしょうか。
D委員	はい。
事業者A	最後に受託経費見積書について、先ほど人材の多能化という話がありましたが、職員人件費が現状の決算額よりも、少しディスカウントしていただいている感じがあります。一方で、施設管理経費は提案額の方が高くなっており現状の決算額と乖離がある印象です。この辺の試算についてはどのようにされたのでしょうか。
D委員	初年度はホームページの作成費で 250 万円計上しています。データ等が引き継げる場合は、30 万円から 50 万円ほどの金額に変わると思っています。他の部分は子どもたちのための事業運営にかかる費用として必要な金額を算出させていただいております。
事業者A	施設長候補者の方は小学生から高校生まで経験があるようですが、学校から子どもたちが帰ってきたときにどのような言葉をかけますか。
D委員	まずは「おかえり」と声をかけます。子どもが自分から話してくるときは、それはしっかりと受けとめていきたいと思えます。なかなか話せないお子さんに関しては、今日は学校どうだったとか、今日児童館で何したいなど子どもが楽しいと思える話から、コミュニケーションをはかっていきたいと考えております。
事業者A	課題を持った子どもも増えていますが、そのような子どもの居場所づくりとしてはどのような考えをお持ちでしょうか。
D委員	私は落ち着ける場所にいることは想像力を育む大事な時間だと考えております。施設内に活動ができる場所と落ち着ける場所という二つの場所をしっかりと作っていきたくと考えております。
事業者A	それでは、時間となりましたので、プレゼンテーション及び質疑を終了いたします。
委員長	(事業者A退席)

	(事業者Bによるプレゼンテーション実施)
委員長	質疑に入らせていただきます。
E委員	施設長と副施設長の候補者の方は、普段子どもたちからどのように呼ばれているのですか。
事業者B	また、中学生が来た時のリアクションを実演してください。 (施設長候補者) 私は館長と呼ばれています。常連の子どもたちが来たときには、手を挙げて「お、よくきたね」という感じで「おはよう」とか「こんばんは」と声掛けをしています。 (副施設長候補者) 私はあだ名で呼ばれています。中学生がきたら「よう」という言葉から入ります。久しぶりに来た子には「久しぶりだな」ということもありますし、常連の子どもたちが多くいるときは「何しに来たんだよ」など親しみを込めてそのような返しをすることもあります。
E委員	障害への配慮の項目で、LGBTの子どもへの経験や考え方があればお聞かせください。
事業者B	私自身はLGBTの子どもには出会ったことはありませんが、勉強はしています。LGBTも含めて様々な生きにくさを抱えている中高生もいますので、気持ちをしっかり聞いてあげるとともに、施設だけでは対応できないことがあれば、専門機関と連携しながらつないでいきたいと考えております。
B委員	中高生プラザということで、児童館の小学生とか幼児とは違った難しさがあると思います。中高生を対象としていることの難しさや、考え方、それに対しての具体的な対応などをお聞かせください。
事業者B	中学生と高校生でまた違うと考えています。中1の壁と呼んでいます。小学校時代に少し課題を抱えている子は中学生になって一気に躓き、学校に行けなくなるケースが多くあるので、やはり小学生から連続してみている中で、うまく中学生生活に馴染んでいけるような配慮が必要だと思います。高校生に関しては、彼らが大学受験や就職など高校を卒業した後の次の進路に向けた自立への一歩が踏み出せるような支援が非常に重要と考えています。
C委員	職員の採用についてどのような取組をされているのかお聞かせください。
事業者B	法人の採用は毎年計画的に行っております。今回のこちらの施設の応募に関しても、他施設とバランスをとりながらきちっと人員確保ができるよう、採用計画を練っております。
C委員	もう1点、今虐待が非常に問題になっていて、いろいろなところで気付かないといけない。様式17で記録に基づいた早期発見という非常に良い記述があります。記録を継続的に作成というのは、利用者が多い中でどのように工夫されるのかお聞かせください。
事業者B	施設の閉館後に残っている職員がぱっと集まり20分程度一日の報告をする会議を行います。その報告の中で、その日に気になった児童の報告も行い具体的に記録していきます。記録を積み重ねる中で毎日出てくる名前があると、次は要支援児童の記録表を作成し、日付順に個別の記録を残していき、その中からいじめや虐待の要素を見出していきます。
C委員	それによって具体的に気付いて、どこかに相談をしたケースもあったのでしょうか。
事業者B	はい。

D委員	麻布子ども中高生プラザの平成 29 年度までの決算額と内容については公開されており、平成 29 年度は常勤職員と非常勤職員で 25 名、指定管理料が 1 億円ほどで運営されています。現状より 2 名の増員をしており、指定管理料の人件費も 2000 万円ほど多く見積もられています。どのような考えのもと試算をされたのでしょうか。
事業者 B	施設を安定的に運営するためには、職員の定着が必要です。そのためには職員に一定程度の水準の給与を支払うとともに、人事院勧告に準拠した適正なベースアップをする必要があります。このような考えのもと、人件費に関しては適正な金額を算出しています。
A委員	施設長として、働かれている方の人間関係について、一番心がけていることは何ですか。
事業者 B	まず職員一人ひとりの状況をきちんとつかむことを心がけています。日常的な会話もそうですが、年 2 回は職員全員に面接を行い、仕事で考えていることや不満を聞き出すようにし、個人の能力や特性を最大限活かして意欲的に仕事ができるような役割分担を考えています。また、働き方改革もありますので、しっかり休んで、そしてしっかり仕事するという、ワークライフバランスを保てるように心がけています。
A委員	今までの経験の中で、職員の資質は何が一番大事だと思いますか。
事業者 B	職員の資質で大事なものは、子どもたちに指導するとか、教えるとかいうことではなく、生活を共にする、あるときは友達であり、あるときは先生であるという、子どもに沿って自分の姿勢を臨機応変に変えられる資質を持っている方だと思います。そしてもう一つは、子どものちょっとした表現や声を聞いて、その裏側にあるものを感じとれるセンスは非常に重要だと思います。
B委員	麻布地区の地域に根付いた施設運営について、具体的にはどのようなことを想定されていますか。
事業者 B	こちらの地域には 2 つの町会がありまして、両方の町会との関係を良好に保っていくことが重要と考えています。また、今は地域の担い手づくりに悩まれている方もいらっしゃるのですが、職員はもちろん中高生や若者たちが地域行事に積極的に参加できるようにして、地域全体に子どもたちの声が響くような施設運営をしていきたいと考えています。
E委員	文部科学省でも地域学校協働活動と言われていますが、学校との連携に関してアイデアや実践等がありますか。
事業者 B	学校以外の場所での子どもたちの様子は、先生たちから大変貴重な情報だとお伺いしているので、中高生プラザでの様子を積極的に学校に発信していきたいと思っています。また、いろんな事業展開をする中で、学校と協働で実施した方がより効果が得られるプログラムなどもありますので、そのようなものは積極的に学校につなげていきたいと考えております。
D委員	職員配置で、現状より 2 名増員していることによる効果についての考えをお聞かせください。
事業者 B	一日平均 380 人ほどの利用者が活動している施設なので、今後さらに利用が増えることを想定すると、見守り体制の強化が必要です。施設の真ん中の休憩スペースは、異年齢の子どもたちが過ごす場所なので特に見守りの強化が必要だと考えており、職員を 1 名配置したいと思っています。 また、いじめや虐待なども増えている中で、今後 5 年間を考えると、そのような問題に対応ができる職員を 1 名配置したいと考えています。

委員長	<p>それでは、時間となりましたので、プレゼンテーション及び質疑を終了いたします。 (事業者B退席)</p> <p>(採点・休憩)</p>
事務局	<p>議題2 指定管理者候補者の決定について 事務局より採点集計結果について説明</p> <p>【事業者A】 第一次審査 812点 第二次審査 372点 合計点 1,184点</p> <p>【事業者B】 第一次審査 858点 第二次審査 430点 合計点 1,288点</p>
委員長 E委員	<p>各委員から講評をお願いいたします。</p> <p>事業者Bは、麻布地区の地域特性をよく理解しており、広い視野で地域や当該施設の現状・役割を捉えていると感じました。また、施設長候補者が非常に経験豊富で、何を聞いてもしっかり返しがくるので安定感があります。地域学校協働活動についても前向きに捉えていて、何でも施設ではなく、必要であれば学校につなぐという提案も非常に良いと思いました。</p> <p>事業者Aは、全体としてバランスが取れていますが、地域に関する部分は、もう少しリサーチできたかもしれないと感じました。施設長候補者の方は、非常に前向きで誠意のある対応をされていたと思いますが、事業者Aが次点ということによいと思います。</p>
B委員	<p>事業者Bは細やかなところまで目が行き届いていると感じました。中高生の対応については中学生と高校生を分けてそれぞれ課題を考えていました。</p> <p>また、中高生との関わり方のシミュレーションをやっていただきましたが、施設長候補者や副施設長候補者に安定感があり良いと感じました。地域の担い手育成についてもよく考えられており、麻布地区の地域性がよく見えていると感じました。人件費のことが話題になりましたが、現状よりも高くなっていることについては適正に見積りをした結果ということに納得いたしました。</p> <p>事業者Aも悪くなくバランスが良いと思うのですが、施設長候補者の評価や地域特性の理解などについて事業者Bのほうが良いと感じたため少し点数の差をつけています。</p>
C委員	<p>私はあまり差がつきませんでした。</p> <p>事業者Aも施設長候補者の人柄が誠実そうな印象で力がありそうだと評価はしております。事業者Bの施設長候補者は話が上手で人を引きつける力があり、管理能力も非常に高い印象を受け信頼度が高いと評価しました。</p> <p>大きく点差がついたのは虐待の発見についてです。事業者Bは信頼できる細やかな対応を考えていましたが、事業者Aは発見しなければならない意識はあるものの、具体的な子どもへのアプローチや主張が弱かったと感じました。</p> <p>また、地域への関わり、意識について、事業者Bは地域特性に精通していて、地域を大事にするという認識が強く感じられたので点差をつけています。</p>
D委員	<p>私も事業者Bを高い評価にしています。</p>

職員配置について質問させていただいた件については、お話を聞いて理解ができました。見守りの強化ということで、ポイントをしっかりと押さえていたと思います。事業者Bが2人強化してでも見守りをしたいという話で、逆に事業者Aは1人減らして非常勤比率を上げて大丈夫ですという話をされており、悪くはないのですが幅広い年齢の子どもが利用する大型児童センターに対する職員配置についての考え方に少し不安を感じ、事業者Bの方に高い評価をしています。

また、事業者Aの施設長候補者は一般論に終始していて、少し緊張されていた印象でしたが、事業者Bの施設長候補者はすべてにおいて力強さや具体性を伴った説明をされており、信頼できる事業者であると感じました。

A委員

事業者Bは、地域をよく理解し、何より子どもたちの地域愛を育む姿勢がとても良いと思います。また、地域にある大学の若い人たちの力を借りることは良い方向性だと思います。施設長候補者にも期待しております。副施設長候補者も主任候補者も力がありそうな方よかったです。1時間ごとの職員シフト表というのは非常に合理的なシステムだと思いました。いろいろな子どもたちと関わることができ、人が変わると子どもも気持ちが変わることができて、職員も疲れ過ぎることがなく、良い方法だと思いました。集団降室も非常に慎重で、丁寧で、子どもの実態に即した送り方だと思いました。

それに対して、事業者Aは全体的なバランスは取れているのですが、施設長候補者が課題を持つ子どもの居場所づくりについて聞いたときに、様々な子どもたちがいて、いろんな課題を持っているという認識が少し薄いかなという印象を受け、少し気になりました。そういう意味で少し足りなさを感じました。地域性についても、具体性が少し弱いところが減点となっています。

委員長

それでは、第一次審査・第二次審査合計点数及び順位を発表します。

1位 事業者B 合計点数 1,288点、

2位 事業者A 合計点数 1,184点

よって、港区立麻布子ども中高生プラザの指定管理者候補者は1位の事業者Bでよろしいでしょうか。

全委員

(承諾)

委員長

それでは、当委員会として、港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者は、事業者Bと決定いたします。

3 閉会

以上をもちまして、港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会を終了いたします。

港区立麻布子ども中高生プラザ
指定管理者公募要項

平成31年4月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨 P 1
- 2 子ども中高生プラザの設置目的 P 1
- 3 麻布子ども中高生プラザの概要 P 2
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設規模
 - (4) 開設年月日
 - (5) 開館日・開館時間
 - (6) 利用対象者
 - (7) 使用料 (利用料金)
 - (8) 併設する施設の概要
- 4 指定期間 P 4

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営 P 4
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 職員体制
 - (5) その他
- 2 施設の維持管理 P 6
 - (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 安全・安心に関する業務
- 3 管理運営の基準 P 7
 - (1) 関係法令等の遵守
 - (2) 区が定める指針等の遵守
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 地域との連携
 - (5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担
- 4 運営経費に関する事項 P 11
 - (1) 指定管理料の支払
 - ア 職員人件費
 - イ 光熱水費
 - ウ 修繕費
 - エ 事業運営費
 - オ 施設管理経費
 - カ その他経費
 - (2) 備品購入の取扱い
 - (3) 収入
 - (4) 銀行口座の開設
 - (5) 損害賠償保険
 - (6) その他

III 選定手続

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会
 - (5) 申請手続
 - (6) 計画書類の提出
 - (7) 提出書類に関する留意事項
 - (8) 応募に関する留意事項
 - (9) 質疑の受付及び回答
 - (10) 申請書類の受付
- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・ P 22
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

IV 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・ P 24
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 災害時協定・・・・・・・・ P 25
 - (1) 協定の締結
 - (2) 災害時協定書の主な事項
- 3 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・ P 26
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 4 業務の引継ぎ等・・・・・・・・ P 26
- 5 情報の公表・・・・・・・・ P 26
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 6 モニタリング等の実施・・・・・・・・ P 27
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出
 - (4) 監査の実施
- 7 指定の取消し等・・・・・・・・ P 28
 - (1) 指定の取消しと業務の停止
 - (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、「麻布子ども中高生プラザ」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 子ども中高生プラザの設置目的

(1) 子ども中高生プラザの設置目的

港区では、これまで「港区基本計画・港区実施計画」及び「港区次世代育成支援対策行動計画」に基づき、家庭や地域と協力し、子どもの集団やそのリーダーを育成するとともに、地域における子どもの活動と交流の場の整備・拡張を進めるため、5地区の総合支所（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区）ごとに、既存の児童館・学童クラブ、教育委員会などと連携しながら、乳幼児から中高生までの幅広いニーズに対応していくという目的の下、子ども中高生プラザを整備してきました。

また、子ども・子育て支援法に基づき策定される「港区子ども・子育て支援事業計画」の方針を踏まえて、子ども中高生プラザにおいても「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」や「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」など様々な子育て支援施策を充実させていきます。

(2) 麻布子ども中高生プラザの運営方針

麻布子ども中高生プラザは、以下の運営方針の下、広く地域に親しまれる施設として認識されています。乳幼児から高校生まで「切れ目のない支援」を効果的に行い、麻布地区の児童の健全育成を図ります。

<麻布子ども中高生プラザの運営方針>

- ① 麻布のまちの由緒ある歴史や国際性豊かな文化を継承し、多様な個性や自主性を伸ばす施設づくり
- ② 子どもの視点を大切にしたい、子どもの健全育成の拠点となる施設づくり
- ③ 子どもが麻布の地域活動と関わりを持つことができ、多様な価値観・文化人に出会える施設づくり

3 麻布子ども中高生プラザの概要

(1) 名称

港区立麻布子ども中高生プラザ

(2) 所在地

東京都港区南麻布四丁目6番7号

(3) 施設規模

ア 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

イ 階数：地上4階

ウ 敷地面積：4,116.07㎡

エ 延床面積：5,017.91㎡

【内訳】

(ア) 麻布子ども中高生プラザ（2階、4階の一部）

1,637.03㎡（専有部分）

(イ) 併設施設

ありすいきいきプラザ（3階ほか）2,138.65㎡（専有＋共用部分）

本村保育園（1階の一部）1,242.23㎡（専有部分）

オ 主な諸室

(ア) 乳幼児：子育てひろば

学童：学童クラブ室

共用：アリーナ、音楽室、創作活動室、学習室、遊戯室、休憩スペース、
器具庫、相談室、事務室、ローラーブレード場

※ 施設の図面については、公募要項配布期間中（平成31年4月12日から5月28日まで）に麻布地区総合支所管理課にて配布します。

(4) 開設年月日：平成26年9月1日

(5) 開館日・開館時間

ア 子ども中高生プラザの開館日・開館時間

	子ども中高生プラザ
開館日	通年 (国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く)
開館時間	9:30～20:00

イ 各事業の実施日・実施時間

事業名	事業実施日	事業実施時間
学童クラブ	ア 月曜日～金曜日 イ 土曜日 ウ 三季休業期間の平日 (国民の祝日に関する法律に定める休日、 12/29～31、1/2～3を除く)	ア 下校時～19:00 イ 8:00～17:00 ウ 8:00～19:00
子育てひろば	通年 (国民の祝日に関する法律に定める休日、 12/29～31、1/2～3を除く)	通年 10:00～18:00

(6) 利用対象者

- ア 児童及び児童の保護者その他関係者
- イ 上記に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(7) 使用料 (利用料金)

施設の利用は、無料です。

(8) 併設する施設の概要

当施設には、ありすいきいきプラザ（高齢者施設）及び本村保育園（区立認可保育園）が併設されています。

なお、ありすいきいきプラザは別途指定管理者が業務を行います。また、本村保育園は区の直営により業務を行います。

ア ありすいきいきプラザ（3階ほか）

(ア) 開館日・開館時間

区 分	いきいきプラザ（共通）
開館日	通年（12/29～1/3を除く）
開館時間	月曜日～土曜日 9:00～21:30 日曜日 9:00～17:00

イ 本村保育園（1階の一部）

(ア) 定員 112名

0歳児（3か月～）	15名
1歳児	19名
2～4歳児	各20名
5歳児	18名

(イ) 開園日・開園時間

区 分	本村保育園		
開園日	通年 (日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～1/3を除く)		
開園時間		基本保育	延長保育
	月曜日～金曜日	7:15～18:15	18:15～20:15
	土曜日	7:15～18:15	実施しません

※ ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

4 指定期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

港区立子ども中高生プラザ条例（平成14年港区条例第50号、以下「条例」という。）第3条で、次のように定めています。詳細については、別添業務基準書を参照してください。

- ア プラザ施設の利用に関すること。
- イ 児童の自主活動に関すること。
- ウ 中学生、高校生等の文化、芸術活動等に関すること。
- エ 児童の体力増進に関すること。
- オ 児童の相談に関すること。
- カ 子育て支援に関すること。
- キ 学童クラブに関すること。
- ク 児童に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ケ 地域組織等との連携、協力及び交流に関すること。
- コ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(2) 提案事業

条例第1条に定める目的を達成するため、上記（1）に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が麻布地区の中核的児童施設であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4) 職員体制

ア 施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに類する施設に3年以上勤務したことがあり、施設運営について熟知した者を配置してください。

イ 副施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに類する施設に勤務した経験があり、施設運営について熟知した者を配置してください。

ウ 職員

(ア) 児童福祉施設勤務経験者を含み、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条の規定に該当する者を配置してください。

(イ) 障害児の受入れについては、港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱（平成23年22港子字第2434号）第5条に基づき、適正な職員配置を行ってください。

(ウ) 麻布地区の国際色豊かな環境を踏まえ、多言語対応についても想定した適正な職員配置を行ってください。

エ 学童クラブ事業担当職員（放課後児童支援員）

(ア) 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年度条例第29号）第10条第3項の規定に該当する者を配置してください。職員数については、学童クラブの定員80名に対応するため、同条例第10条第2項及び第4項並びに同条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、最低4名（うち2名は補助員可）配置する提案をしてください。

※ 職員数の考え方

1グループ（支援の単位）ごとに、2名以上の放課後児童支援員を配置することとし、1グループを構成する児童の数は、おおむね40名以下とします。ただし、1グループに配置する放課後児童支援員は1名を除き補助員（放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができます。

(5) その他

- ア 地域懇談会の開催や意見箱の設置等により、利用者や地域からの意見・要望等、ニーズの把握を行うこと。
- イ パンフレット・広報紙の発行、ホームページの作成などにより、子ども中高生プラザのPRを行うこと。
- ウ 他の子ども中高生プラザ、児童館等との連絡調整に協力すること(概ね月1回)。
- エ 地区内の他の施設との連絡調整に協力すること(概ね月1回)。
- オ 施設職員が行政運営の担い手の一員として自ら自覚できるよう、人材育成に取り組むこと。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

複合施設の主たる管理者は、いきいきプラザを管理する指定管理者であり、建物の全体管理と共有部の維持管理を責務とします。

麻布子ども中高生プラザは、いきいきプラザを管理する当該指定管理者や本村保育園との情報共有等、日常的に連携を図ります。

詳細については、別添業務基準書及び業務仕様書を参照してください。

ア 子ども中高生プラザの利用登録受付、登録証の発行を行うこと。

イ 学童クラブ児童見守りシステムの利用受付業務を行うこと。

ウ 施設の日常、定期及び特別清掃を行うこと。

エ 学校110番非常通報装置点検を行うこと。

オ 侵入者に対する万全の対策を行うこと。

カ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。

(ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

(イ) 1件130万円(税込)以下の軽易な修繕及び整備

(ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

キ 省エネルギー、省資源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めること。

(2) 安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル(改訂版)」(別紙2)に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベータ点検確認)

「港区有施設の安全管理に関する要綱」(別紙3)、「港区有施設安全管理業務実施要領」(別紙4)に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施する

こと。

- エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとする。
- オ 上記アからエまでを適切に遂行するための事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。
- カ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族への引継ぎなど様々な支援を行うこと。
- キ 麻布地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に協力すること。
- ク 本施設は、区民避難所（地域防災拠点）に指定されています。このため、区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。
- ケ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。
- コ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別紙5）を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

- ア 港区立子ども中高生プラザ条例及び施行規則
- イ 児童福祉法及び施行規則
- ウ 子ども・子育て支援法
- エ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- オ 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則
- カ 港区学童クラブ条例及び施行規則
- キ 港区学童クラブ運営要綱
- ク 港区児童館等における障害児の受入れに関する実施要綱
- ケ 港区学童クラブおやつ代・お楽しみ会費助成要綱
- コ 港区子育てひろば事業実施要綱
- サ 地方自治法
- シ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- ス 港区情報公開条例及び施行規則
- セ 港区個人情報保護条例及び施行規則
- ソ 港区環境基本条例

- タ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- チ 区有施設の安全管理に関する要綱
- ツ 港区防災対策基本条例
- テ 港区暴力団排除条例
- ト 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ナ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ニ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

(2) 区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 第4次港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ (公社) 港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

※ 別紙「区が定める指針等の一覧」(別紙6)を参照してください。

(3) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

(4) 地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ること。

(5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項 目		指定管理者	港区
設置者としての責務			◎
子ども中高生プラザの管理運営		◎	○ 条例・規則事項
	施設の管理（設備、物品の管理）	◎	○
	施設の占有・行為許可		◎
	苦情対応	◎	○
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎ (※)	◎ (※)
	施設の安全対策 （安全点検・整備・改修等）	◎ (※)	◎ (※)
	広報・PR	◎	○
事業運営		◎	○

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目		内 容		管理責任分 担	
				区	指定管理 者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	

		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○

		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

(備考)

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等（管理運営体制に記載した職員等）に係る人件費

※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※ 人件費の積算に当たっては、職員（再委託した業務に従事する職員を含みます。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」（平成27年27港総契第2185号）第5条第1項により定められた金額と同額です。平成31年度は（一般事務・時給額）1,070円です。（金額は、毎年度見直します。）

※ 「港区指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額に関する手引き」（別紙7）を参照してください。

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※ 光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間乖離

が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。なお、電気、ガス及び水道の供給事業者への支払いはありすいきいきプラザが行いますが、経費はありすいきいきプラザ及び本村保育園と面積按分を行い、清算します。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用については、指定管理料に含めます。

※ 1件130万円を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※ 予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等に係る経費

※ 再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

※ 経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

子ども中高生プラザの利用料は、無料です。

管理運営業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、子ども中高生プラザでの事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接係る経費（材料費など）は実費徴収できます。

学童クラブの育成料は、区の収入とし、育成料の収入に係る事務は区が行います。

学童クラブのおやつ代・お楽しみ会費は区が定める金額を保護者負担とし、指定管理者が徴収します。

その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

III 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者

ア 子ども中高生プラザの運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものも可とします。

エ 応募時点において、児童館（放課後児童健全育成事業を含む。）の運営実績を有すること。

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県内のいずれかにある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者

- (エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者
- (オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者
- (カ) 国税又は地方税を滞納している者
- (キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間に経過していない者
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

- ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。グループ内のすべての団体が上記（1）申請者の資格（エを除く）に該当することが必要です。
- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。
- オ 次ページ(5)①に掲げる書類はグループとして作成し、②から④に掲げる書類は代表団体及び構成団体ごとに作成してください。
- カ 次ページ(5)に掲げる書類のほか、代表団体は以下の書類を提出してください。提出部数はそれぞれ正本1部、副本①1部、副本②8部です。
 - (ア) 共同事業体構成書 様式A
 - (イ) 共同事業体協定書兼委任状 様式B
 - (ウ) 宣誓書（共同事業体用） 様式C
 - (エ) 安定運営の取組 様式D

(3) 公募の日程

公募要項発表	平成31年4月12日（金）
公募説明会・現地見学会	平成31年4月22日（月）
質疑受付	平成31年4月22日（月）から 平成31年4月26日（金）まで
質疑回答	平成31年5月10日（金）
申請受付	平成31年5月27日（月）から 平成31年5月28日（火）まで

第一次審査（書類審査）	平成31年6月18日（火）予定
第二次審査（プレゼンテーション）	平成31年7月2日（火）予定
指定管理者候補者選定	平成31年7月中旬予定
指定管理者の指定	平成31年10月下旬予定

(4) 公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会及び現地見学会

- ・日時 平成31年4月22日（月） 午前10時～正午
 - ・場所 ありすいきいきプラザ集会室B（港区南麻布四丁目6番7号）
- ※ 公募説明会終了後、現地見学会を実施します。

イ 参加申込

公募説明会及び現地見学会参加申込書（様式I）を平成31年4月19日（金）午後5時までに、麻布地区総合支所管理課 施設運営担当あてにFAXで送付してください。（送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いします。）

会場の都合上、1社2名まででお願いします。

見学会については、原則利用者が使用している部分の写真撮影はできません。

来場・移動の際は公共交通機関をご利用ください。

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本 ①	副本 ②
①	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	1部	8部
②	宣誓書	【様式2】	1部	1部	8部
③	定款、寄附行為又はこれに類するもの（最新のもの）	—	1部	1部	8部
④	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） （申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	1部	8部
⑤	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	1部	8部
⑥	預金残高証明書（最新の決算期末日現在のもの）	—	1部	1部	8部
⑦	事業者の概要				
	<<公益法人の場合>> ア 法人の概要・事業経歴 イ 理事・評議員名簿 ウ 法人運営に関する基本的な考え方、理念 エ 決算書類（直近の決算期3期分）	【様式3】 様式自由	1部 1部	1部 1部	8部 8部

	・収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記）		1部	1部	8部
オ	事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
カ	収支予算書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	8部
キ	事業計画書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	8部
ク	監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	8部

<p><<NPO法人の場合>></p>					
ア	法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	8部
イ	役員名簿				
ウ	法人運営に関する基本的な考え方、理念				
エ	決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録）	様式自由	1部	1部	8部
オ	事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
カ	監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	8部
※	上記のエ～カについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。				

<p><<医療法人の場合>></p>					
ア	法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	8部
イ	役員名簿				
ウ	法人運営に関する基本的な考え方、理念				
エ	損益計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
オ	貸借対照表（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
カ	株主資本等変動計算書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
キ	付属明細書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	8部
ク	監事の監査報告書				
※	上記のエ～クについては、病院会計準則に従ったものを提出してください。カについては、社員総会での承認日を付記してください。キについては、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替してもかまいませんが、その場合には税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。都道府県提出決算書を別途作成している場合には、当該決算書の写しも提出してください。				

<p><<株式会社の場合>></p>					
ア	法人の概要・事業経歴	【様式3】	1部	1部	8部

	<p>イ 役員名簿</p> <p>ウ 会社経営に関する基本的な考え方、理念</p> <p>エ 決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・株主資本等変動計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・付属明細書 <p>※ 決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※ 連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※ 株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※ 付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）を提出してください。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>オ 監査報告書</p> <p>※ 会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式自由	1部	1部	8部
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	1部	8部
⑨	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	8部
⑩	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	8部
⑪	<p>類似施設の管理運営実績について（施設名・所在地・規模等）</p> <p>類似施設の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・地域社会への取組 ・施設の特徴あるサービス内容 ・その他 	【様式6】	1部	1部	8部

⑫	事業概要等パンフレット及び既存施設のしおり (複数の施設を運営している場合は、麻布子ども中高生プラザと同規模の1施設分) ・施設のしおり・要覧、パンフレット等 ・施設の目標 ・事業計画 ・施設調査書 ・健康管理、衛生管理等のマニュアル ・危機管理等のマニュアル ・職員研修体制及び実績 ※ 年度ごとに作成する書類は、最新のものを提出してください。	様式自由	1部	1部	8部
⑬	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	1部	8部
⑭	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	1部	8部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本 ①	副本 ②
1 法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式9】	1部	1部	8部
②	資金・収支計画書 (平成32年度から平成36年度まで) ※ 各年度における受託経費の増減理由も記載してください ※ 消費税率は10%で算定してください。	【様式10】	1部	1部	8部
③	給与・報酬・賃金等に関する規程(最新のもの) (人件費の積算内訳)	様式自由	1部	1部	8部
④	施設長の勤務した実績を記載した書類	【様式11】	1部	1部	8部
2 管理運営計画に関する書類					
⑤	麻布子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針・目標(すべての利用者を踏まえたもの)	【様式12】	1部	1部	8部
⑥	職員の確保・育成に対する考え方	【様式13】	1部	1部	8部
⑦	管理運営体制(職員体制・勤務体系の考え方) ※ 港区が定める「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成 ※ 職員ローテーション表 (常勤・非常勤別 ①月～金 ②土 ③三季休業中)	【様式14】	1部	1部	8部
⑧	苦情対応体制・公表の取組	【様式15】	1部	1部	8部

⑨	個人情報保護と情報セキュリティ確保のための取組	【様式 16】	1 部	1 部	8 部
⑩	利用者の人権への配慮（いじめや虐待の防止・早期発見など含む）と法令遵守への取組	【様式 17】	1 部	1 部	8 部
⑪	施設利用者の安全確保（不審者等に対するセキュリティ対策・アレルギー対応・衛生管理・スポーツ指導体制を含む）、事故予防に対する考え方と具体的な提案	【様式 18】	1 部	1 部	8 部
⑫	地震・防災等の危機管理への取組、マニュアルの整備 ※ マニュアル本文は別ファイルで、正本 1 部、副本② 1 部の計 2 部のみ提出してください。	【様式 19】	1 部	1 部	8 部
	区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系）・運営支援業務に関する基本的な考え方				
⑬	指定管理者変更時の業務引継計画 ※ 引継ぎを行う場合、引継ぎを受ける場合の両方を記載してください。また、主な引継ぎ項目とその引継ぎに要する期間（目安）も記載してください。	【様式 20】	1 部	1 部	8 部
⑭	再委託を予定している業務 ① 委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由 ※ 委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式 21】	1 部	1 部	8 部
3 事業運営に関する書類					
⑮	学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 22】	1 部	1 部	8 部
⑯	子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 23】	1 部	1 部	8 部
⑰	子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成（自主性・協調性）についての考え方と具体的な取組	【様式 24】	1 部	1 部	8 部
⑱	障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応についての考え方と具体的な取組	【様式 25】	1 部	1 部	8 部
⑲	多言語・多文化の利用者に配慮した事業運営についての考え方と具体的な取組	【様式 26】	1 部	1 部	8 部
4 地域の拠点としての活動の積極性に関する書類					
⑳	地域特色（歴史、文化、国際性）を活かした児童健全育成の考え方と具体的な取組	【様式 27】	1 部	1 部	8 部
㉑	児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と具体的な取組	【様式 28】	1 部	1 部	8 部
	施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組				

②②	地域の小・中学校、高校、企業、町会・自治会等の地域との連携・交流についての考え方と具体的な取組	【様式 29】	1 部	1 部	8 部
②③	併設施設や、他の児童館・子ども中高生プラザ、総合支所等との連携・交流についての考え方と具体的な取組	【様式 30】	1 部	1 部	8 部
5 効率的で質の高いサービスの提供に関する書類					
②④	施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組	【様式 31】	1 部	1 部	8 部
②⑤	施設利用者への情報の発信と周知方法・手段の多様化や工夫の具体的な提案	【様式 32】	1 部	1 部	8 部
②⑥	年間を通じた活動や行事の具体的な提案	【様式 33】	1 部	1 部	8 部
②⑦	提案事業の具体的な提案	【様式 34】	1 部	1 部	8 部
②⑧	自主事業の具体的な提案	【様式 35】	1 部	1 部	8 部
②⑨	受託経費見積書	【様式 36】	1 部	1 部	8 部
6 その他の書類					
③⑩	(公社)港区シルバー人材センター、区内障害者授産施設及び区内中小事業者の活用についての考え方	【様式 37】	1 部	1 部	8 部
③⑪	提案書概要	【様式 38】	1 部	1 部	8 部
③⑫	特に強調したい部分を盛り込んだ全体的な提案内容の略図	様式自由 A4:2 枚まで	1 部	1 部	8 部

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング(黒塗り)のうえ、提出してください。
- ウ 上記のほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本②(マスキングされたもの)を入力したものを1部提出してください。
- エ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- オ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- カ 提出書類の文字のフォントは「MS明朝11ポイント」とし、A4判タテ1枚(所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く。)で作成し、順序どおりにファイル(A4サイズ、2穴)に左綴じにしてください。なお、詳細な説明がある場合は、任意で資料を添付してください。ただし、添付資料についても1枚までとします。(資料の大きさは原則A4判とします。やむを得ない場合は、

A3をA4判に折り込んでください。）

キ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに左綴じにしてください。ファイルの背表紙、表紙に『申込施設名（申請書類・計画書類の別）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。

（例）『麻布子ども中高生プラザ（申請書類）』、『麻布子ども中高生プラザ（計画書類）』

また、申請書類には、前記（5）の①から⑭の見出しを、計画書類には前記（6）の1から7の見出しをインデックスでつけ、見出し毎に通しでページ番号を付してください。

ク 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合等、区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ケ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（8）応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会・現地見学会等区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

（9）質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

募集に関する質問は、質問書（様式Ⅱ）を用い、下記の提出先にFAXで送信してください。（送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。）これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

（ア） 質疑受付期間 平成31年4月22日（月）～平成31年4月26日（金）
午前9時から午後5時まで

（イ） 提出先 港区麻布地区総合支所管理課施設運営担当 駒井・宇野
TEL 03（5114）8805
FAX 03（3583）3782

イ 質問回答

平成31年5月10日（金）を目途に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 平成31年5月27日（月）から平成31年5月28日（火）まで

平日の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※ 申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所 管理課施設運営担当 駒井・宇野

TEL 03（5114）8805

FAX 03（3583）3782

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立麻布子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから点数順に候補者を選定します。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
(公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 業務の実績について
類似施設の管理運営実績
- ウ 管理運営に関する事項について
 - (ア) 麻布子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針・目標
 - (イ) 職員の確保・育成に対する考え方
 - (ウ) 管理運営体制(職員体制・勤務体系の考え方)
 - (エ) 苦情対応体制・公表の取組
 - (オ) 個人情報保護と情報セキュリティ確保のための取組
 - (カ) 利用者の人権への配慮(いじめや虐待の防止・早期発見などを含む)と法令遵守への取組
 - (キ) 施設利用者の安全確保(セキュリティ対策・アレルギー対応・スポーツ指導体制を含む)、事故予防に対する考え方と具体的な提案
 - (ク) 地震・防災等、危機管理への取組・マニュアルの整備
区民避難所(地域防災拠点)を開設した場合の管理運営体制(職員体制・勤務体系)及び運営支援業務の基本的な考え方
- エ 事業運営について
 - (ア) 学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組
 - (イ) 子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組
 - (ウ) 子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成(自主性・協調性)についての考え方と具体的な取組
 - (エ) 障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応についての考え方と具体的な取組
 - (オ) 多言語・多文化の利用者に配慮した事業運営についての考え方と具体的な取組
- オ 地域の拠点施設としての活動の積極性について
 - (ア) 地域特色(歴史、文化、国際性)を活かした児童健全育成の考え方と具体的な取組
 - (イ) 児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と具体的施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組
 - (ウ) 地域の小・中学校、高校、企業との連携や、町会・自治会との多世代間交流の考え方と具体的な取組
 - (エ) 併設施設や、他の児童館・子ども中高生プラザ、総合支所等との連携・交流についての考え方と具体的な取組
- カ 効率的で質の高いサービスの提供について
 - (ア) 施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組

- (イ) 施設利用者への情報の発信と周知方法・手段の多様化や工夫の具体的な提案
- (ウ) 年間を通じた活動や行事の効率性・効果性
- (エ) 提案事業の計画性と利用率向上の効果性
- (オ) 自主事業の計画性と利用率向上の効果性
- (カ) 受託経費見積金額（人件費・運営費）の妥当性
- キ その他
 - (ア) (公社)港区シルバー人材センター、区内障害者授産施設及び区内中小事業者の活用についての考え方

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求められます。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

第二次審査は、施設長候補者にプレゼンテーションを行っていただきます。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託

- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 指定管理者としての位置付け
- ウ 区民避難所（又は一時受入れ場所）運営支援業務
- エ 要請期間及び方法
- オ 協力履行の義務及び免除
- カ 費用負担
- キ 損害補償

- ク 災害時の情報共有
- ケ 守秘義務
- コ 平時からの備え
- サ 協議
- シ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者指定の議決の後、平成32年1月から平成32年3月まで準備業務に入っていただきます。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者にとって不安や影響を与えないよう、入念な引き継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する引継ぎ項目を除き、新たな指定管理者が負担します。

※ 労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者には、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち、希望する労働者については、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選定委員会選定調書、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリング等の結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

（４）監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。

公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

（１）指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の（1）に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理運営を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申し出があり、その理由を合理的なものと認めるとき。

コ 災害時協定に基づく区民避難所（又は一時受入れ場所）運営支援業務を実施するため、指定管理業務の継続が困難になったとき。

サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

（２）事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円

滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒106-8515

港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所 管理課施設運営担当 担当 駒井・宇野

TEL：03-5114-8805 FAX：03-3583-3782